



「河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の
制定について」を全会一致で可決
～河内長野市議会～

河内長野市議会は3月定例会の第1日（3月1日）において、全議員の発議による「河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を全会一致で可決しました。

今回の条例は、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行されることとなり、議会は同法の適用対象から除外されることとなるため、本市議会においても引き続き議会の保有する個人情報の適切な保護を図る必要があることから、本条例を制定するものです。

問い合わせ 河内長野市 議会事務局 議会総務課

電話：0721-53-1111